

## 五台山公園整備事業説明説明会次第

日時：令和4年11月29日 10：00～12：00

場所：オーテピア4階研修室

### 1. 事業の概要

- ・五台山公園について
- ・公募設置管理制度（Park-PFI）について

### 2. 公募対象公園施設及び特定公園施設の設置等に関する事項

### 3. 公募の実施に関する事項等

※様式に関する説明は省略

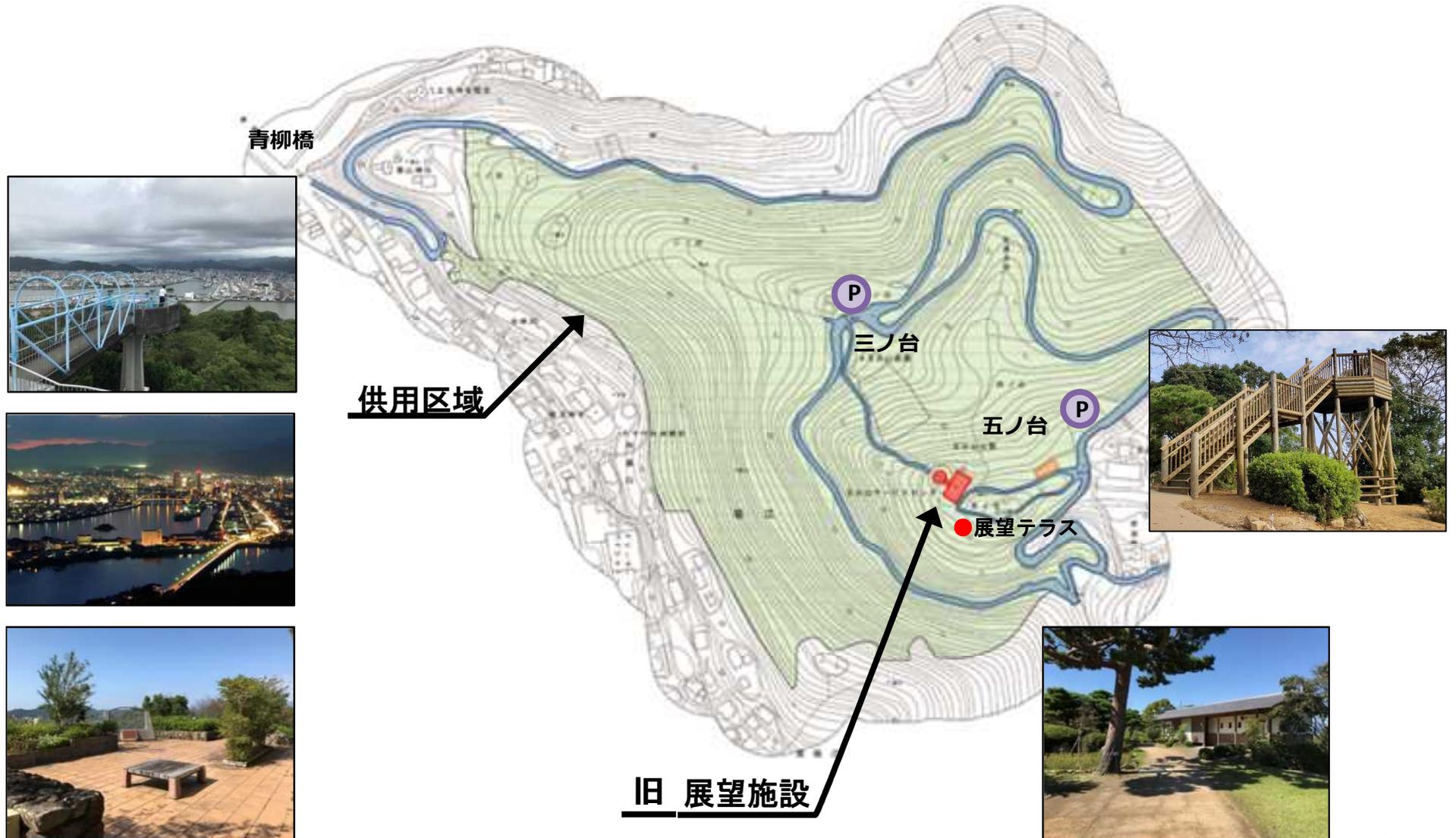
### 4. 公募の手続きに関する事項等

### 5. 質疑応答

## R4.11.29にHPに公表した資料について

- ・五台山公園利用状況
- ・展望施設取り壊し後のイメージ
- ・指針の修正部分の抜粋 ※P3 三ノ台駐車場台数の修正

# 五台山公園の概要



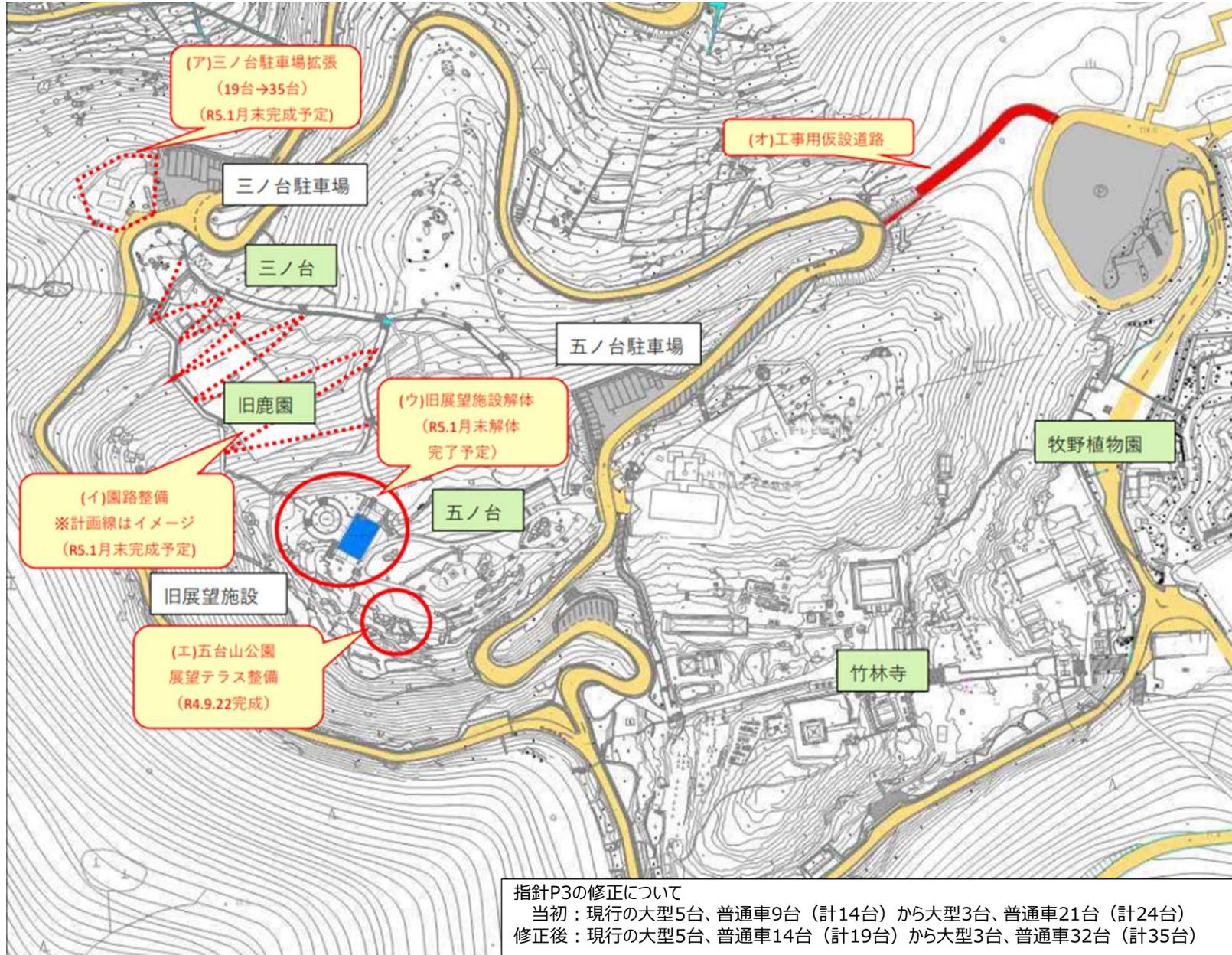
# 旧展望施設について



## 【旧展望施設について】

<1F：未使用、2F：売店(閉店)、3F：カフェ(閉店)、屋上：展望スペース>  
<構造：鉄筋コンクリート造、面積：延床面積 637.4㎡、海拔：141.5m>

# 県による現在の整備実施施設等の位置図



# 展望施設取り壊し後のイメージ

## 展望台取り壊し後のイメージ

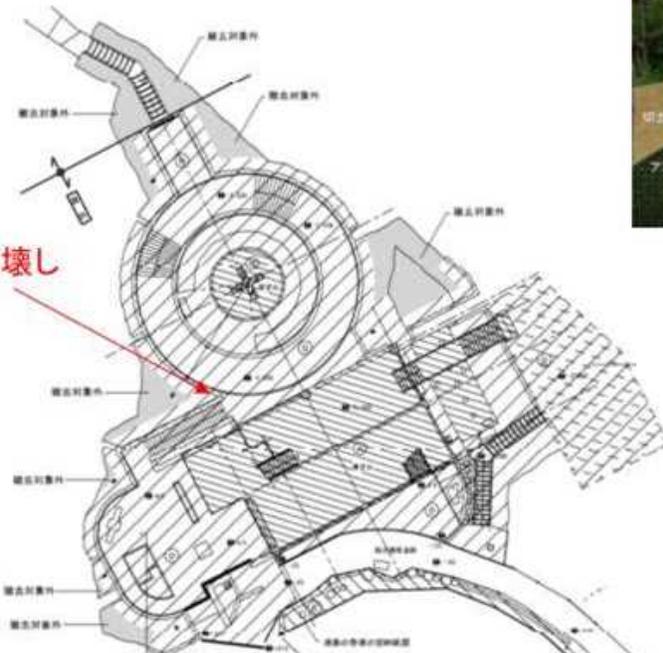


園路途中



入口付近

展望台取り壊し



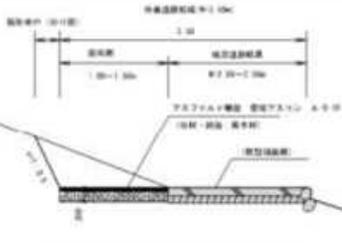
- 展望台敷料撤去工事
- 展望台敷料撤去工事
- 外観修繕工事
- 土留め



トイレ付近

工事用道路の拡幅  
工事完了後も存置

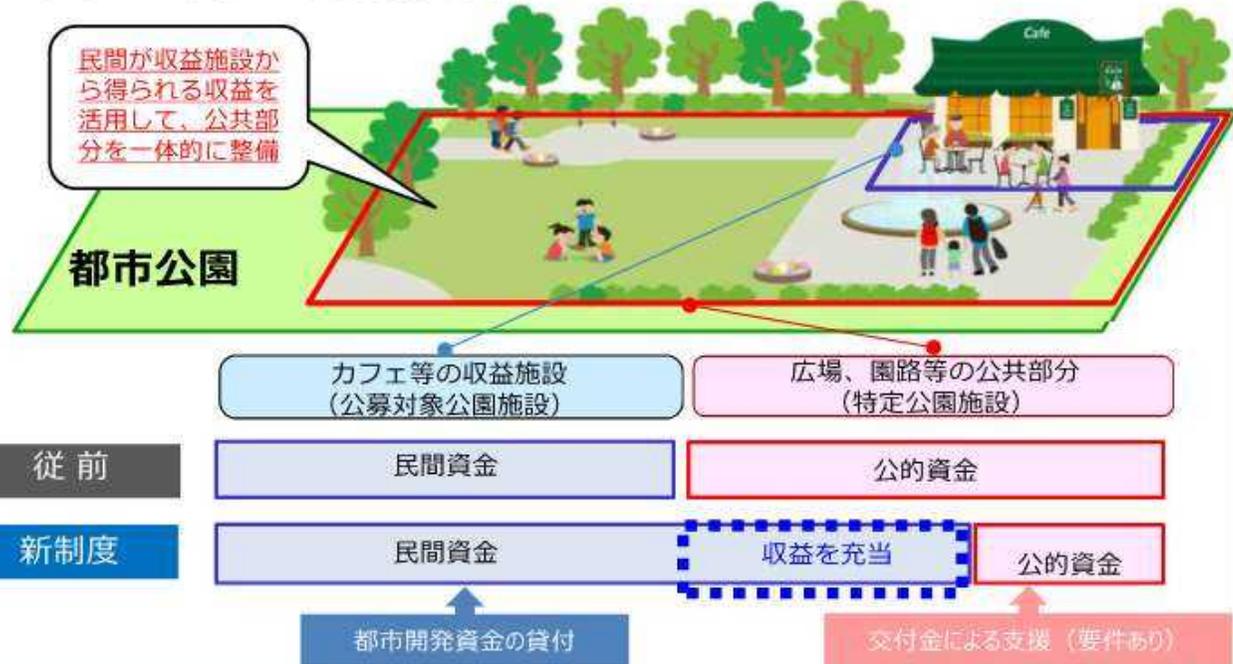
解体・撤去範囲図 S=1/300



工事用通路断面図 S=1/50

# 公募設置管理制度 (Park-PFI) の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



### 都市公園法の特例

- ① 設置管理許可期間  
最長10年を20年まで延長可能に
- ② 建ぺい率  
公募対象公園施設は10%を参酌して条例で定めることが可能に（通常2%を参酌）
- ③ 占用物件  
自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

## Park-PFIの活用によって促される効果

- 公園管理者側** 公共部分の整備に収益を充当させる仕組みが法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される
- 事業者側** 法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる
- 公園利用者側** 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

### 公募対象公園施設

⇒事業の核となる収益施設

○飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

（※）休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

【施設の例】

カフェ



レストラン



屋内子供遊び場



売店



### 特定公園施設

⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設

○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設（※）であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

（※）全ての公園施設が対象

【施設の例】

園路



広場



トイレ



休憩所



### 利便増進施設

⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件

○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

【施設の例】

自転車駐車場



看板、広告塔



五台山公園整備事業においては・・・

飲食店や売店などの便益施設及び展望施設

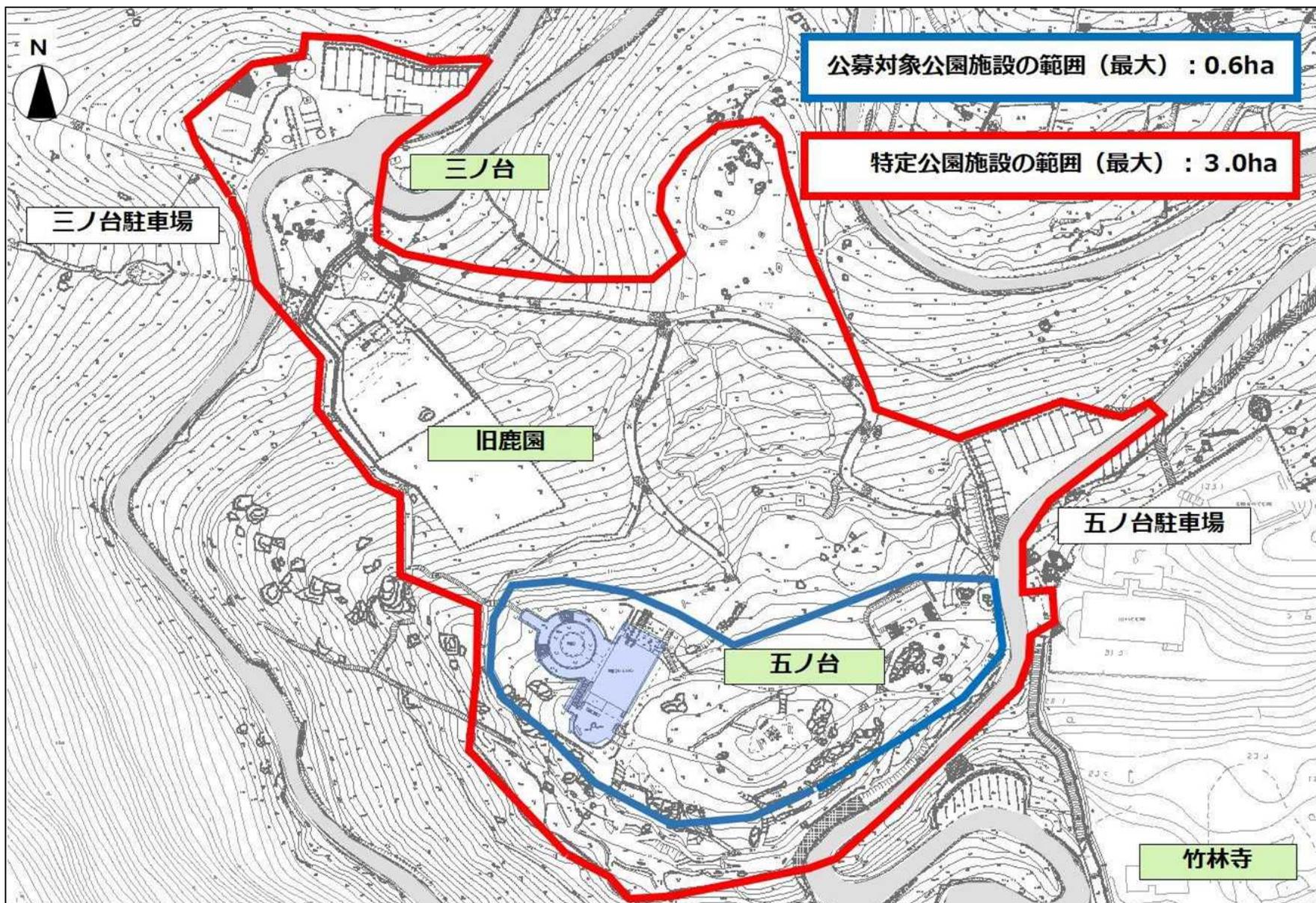
任意) 園路や照明  
必須) 案内板、休憩所、門、樹木の伐採・植栽、駐車場 等

設置しない

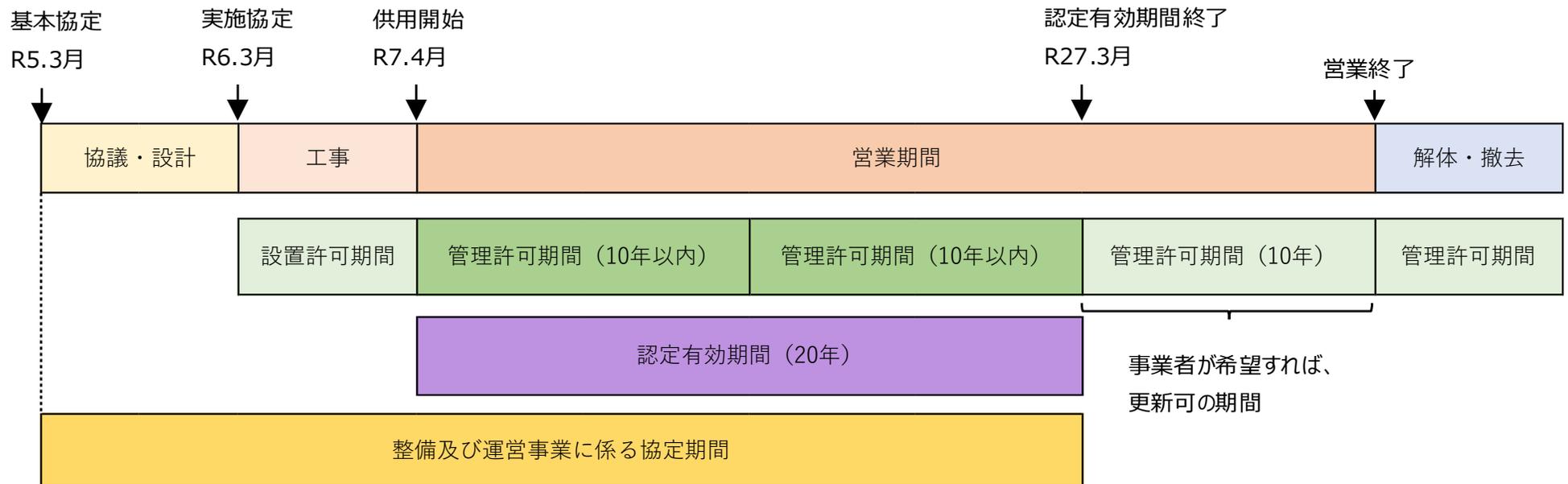
# 費用及び役割分担

項目		公募対象公園施設 (飲食店や売店などの便益施設、 及び展望施設)	特定公園施設 (園路、照明 等)	左記以外の 公園施設
施設整備 (設計含む)	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	高知県
	費用負担	認定計画提出者 (100%)	認定計画提出者 (10%以上) 高知県 (90%以下、 138,000千円を上限とする)	
	位置付け	基本協定により認定計画提出者が 設置許可を受けて整備	認定計画提出者が整備し、 高知県へ譲渡	
維持管理	実施主体	認定計画提出者	高知県	高知県
	費用負担	認定計画提出者 ※設置管理許可を受けた土地の使用料 (1,400円/m <sup>2</sup> ・年 以上) についても負担	高知県	高知県
	位置付け	認定計画提出者が都市公園法に 基づく許可を受けて設置、管理運営	高知県	高知県
	財産管理	認定計画提出者	高知県	高知県

# 提案の範囲（公募対象公園施設、特定公園施設）



# 公募設置等計画等の設置管理許可の期間（予定）



## R4.11.29以降のスケジュール

質問受付 ～R5.2.3（金）

質問回答 期間内に受理したものについて随時HPに掲載

公募設置等計画の受付  
（第一次審査） ～R5.2.10（金）

参加資格結果通知  
（第一次審査） ～R5.3月初旬

公募設置等計画の評価  
（第二次審査、プレゼンテーション及びヒアリング） R5.3月中旬

公募設置等予定者の通知 R5.3月頃

公募設置計画の認定 R5.3月頃

基本協定の締結 R5.3月頃

### 第一次審査のポイント

- ・応募資格が条件に合致しているか
- ・本指針に照らし、応募者からの提案が適切なものであるか
- ・**応募者が公募対象公園施設の運営を20年間継続することが、可能かどうか**（財務諸表及び様式14「設備投資等計画書」、様式15「収支計画書」による）  
を確認します。

### 第二次審査のポイント

- ・応募者によるプレゼンテーションと審査委員からのヒアリングを行います。
- ・審査委員会が評価の項目、内容に沿って評価します。
- ・提出書類の非開示を希望の場合は、様式20の提出が必要です。

**Warning !**

応募者が、本指針公示日から設置等予定者決定までの間に、審査委員に本事業提案について接触を行った場合は、失格となる場合があります！